**資料2**

## 議題２　民事訴訟法等の一部改正に伴う当事者間秘匿制度の運用について（豊田市提出）

| 市名 | 回答<br>当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用について |
|---|---|
| 名古屋市 | 当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用の取り決め等はない。 |
| 豊橋市 | 本市においては、まだ事例がありませんので、このようなケースが生じた場合は、管轄法務局等に照会をかけて対応していきたいと思います。また、事務運用の取り決め等の整備はしておりません。 |
| 岡崎市 | 秘匿事項届出書面謄本が戸籍届出とともに提出された実績はありません。今後提出された場合、扱いについて法務局に伺うことになると予想しますし、戸籍担当、届出担当、支援措置担当が都度協議して対応すると考えます。 |
| 一宮市 | 調停離婚等の裁判書において、支援措置対象者の住所等の個人情報をマスキングするものと考えています。<br>ただ現状、具体的な事例が出ていないため、マニュアルの作成などは出来ていない状態です。 |
| 瀬戸市 | 当市では現在の所、当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用の取り決めはありません。<br>そのため戸籍届出の際に、「相手に住所を知られたくない」等の申し出があれば、支援措置制度のご案内を行いますが、市側から積極的に支援措置について案内するまではしていません。 |
| 半田市 | 本市において、当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた取り決め等はありません。 |
| 春日井市 | 現時点で取扱い事例もなく、取り決め等は定めていません。他市の運用状況等を参考にさせていただきたいと思います。 |
| 豊川市 | 裁判所からの依頼内容等の事前情報が少ないことから、当事者秘匿制度の事務運用の取り決めが出来てない状況となります。 |
| 津島市 | 当該事務運用の取り決め等はありません。 |
| 碧南市 | 令和５年２月１３日に開催された「家事事件手続きに関する研修会」を受けて、当市では、住民基本台帳法上の支援措置対象者より相談を受けた際に、制度の案内をするものとしているが、マニュアル等は整備できていない。 |
| 刈谷市 | 本市では事務運用の取り決め等は現時点でしていない。 |
| 豊田市 | 事務運用について取り決めがないため、対応者により取扱いが異なる場合が生じる恐れがある。 |
| 安城市 | 当市では実例がなく、事務運用の取り決めもないため、他市の運用を参考にさせていただきたく存じます。それぞれの制度を利用する理由には共通するものがあるかと思いますので、窓口で届出があった際に個別に事情を聴き対応するのが望ましいかと考えます。 |
| 西尾市 | 現時点では事務運用の取り決めはありませんが、検討中です。<br>秘匿事項が住所の場合は支援措置制度の案内をする予定です。 |
| 蒲郡市 | 当市において独自に考え方の整理は特に行っておらず、個別の事案に応じて国のQ&A等を見て判断し、運用している状況である。<br>今後も国及び他自治体の動向を注視・研究し、事務を行っていきたいと考えている。 |
| 犬山市 | 本市には現在、この制度を利用している人はいないため、事務運用の取り決め等はありません。今後、他市町村の状況も踏まえて検討する予定です。 |
| 常滑市 | 当市でも、当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた取り決めはございません。<br>ぜひ当市にもご教示いただきたいです。 |
| 江南市 | 特になし |
| 小牧市 | 当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用の取り決め等はありません。<br>別制度なので、積極的なご案内は不要と考えます。<br>個々の事情により必要と認められる事案にあっては、個別に対応します。 |
| 稲沢市 | 取り決めはありませんが、該当の事案が発生した場合、支援措置制度の案内を行う予定です。 |
| 新城市 | 当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用の取り決め等はありません。個別事案ごとにご案内さしあげることとなります。 |
| 東海市 | 個別での判断にはなるが、本制度を利用した理由等を聞き取り必要であれば支援措置制度のご案内をすることになると考えられます。<br>当事者間秘匿制度については前例がないため他の自治体の対応方法があればご教示いただきたい。 |
| 大府市 | 現在のところ取り決めはありません。 |
| 知多市 | 取り決めはない。相談等も受けたことがない。 |
| 知立市 | 特に取り決めはありません。 |
| 尾張旭市 | 現段階で取り決めはございません。<br>ただ、当事者間秘匿制度の申出者が秘匿事項届出書面謄本を持参し、戸籍の届出のため来庁された際には、事案にもよりますが、支援措置制度や本人通知制度を紹介することがあると考えます。 |
| 高浜市 | 特にありません。 |
| 岩倉市 | 本市では、まだ実例はありませんが、当事者間秘匿制度を利用する方には支援措置制度の案内をする予定です。 |
| 豊明市 | 事務運用の取り決め等はありませんが、支援措置制度については、個別事案ごとに判断して対応することになります。 |
| 日進市 | 特に定めていませんが、事例があれば戸籍担当と支援措置担当と相談して対応します。 |
| 田原市 | 本市においては、当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用の取り決め等はありません。他市様のご意見を参考にさせていただき、整備していきたいと思います。 |

## 議題２　民事訴訟法等の一部改正に伴う当事者間秘匿制度の運用について（豊田市提出）

| 市名 | 回答<br>当事者間秘匿制度と支援措置制度を関連させた事務運用について |
|---|---|
| 愛　西　市 | 特にありません |
| 清　須　市 | 特に取り決めはありません。 |
| 北名古屋市 | 当事者間秘匿制度と支援制度を関連させた事務運用の取り決め等はありません。<br>事例はありませんが、支援措置の対象者となる場合は、支援措置申出書の提出をしていただくことと考えております。 |
| 弥　富　市 | 今のところ、取り決め等は作成していない。 |
| みよし市 | 現在のところ取り決めはありません。 |
| あ　ま　市 | 特に事務運用の取り決めはありませんが、秘匿の理由が支援措置対象であれば、支援措置関係の手続きを案内します。 |
| 長久手市 | 取り決め等はありません。 |